(表)

様式第１号（第４条、第５条関係）

国東市本人通知制度事前登録申請書（新規）

年　　月　　日

裏面の内容に同意の上、国東市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

通知を希望する人

氏　名	フリガナ	生　年　月　日 大・昭・平・令 年　　月　　日	
住　所		世帯主	
本　籍		筆頭者	
連絡先	TEL　　－　　－		
対　象	□住民票　　□戸籍　　□附票		

代理人による申請のときは次の欄も記入してください。

氏　名	フリガナ	生　年　月　日 大・昭・平・令 年　　月　　日	
住　所		世帯主	
連絡先	TEL　　－　　－		

注１：裏面に概略を書いております。内容をよくお読みください。

注２：次の書類を提出、または提示してください。（省略できる場合もあります。）

(1) あなたが本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード等）

(2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）

(3) あなたがその他の代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状等）

…… 以下の欄は市役所が記入します。……

登　録　日	年　　月　　日
対象住所	
対象本籍	

受　付	住　基	申請者の区分及び確認事項		備　　考
No.		□本人 □法定代理人 □その他の代理人	□個人番号カード □旅券　□運転免許証 □戸籍謄本等　□住民票 □委任状 □その他（　　）	登録済No.＿＿＿＿
名　簿	戸　籍			

（裏）

本人通知制度について

1　本人通知制度は、この申請により登録した人（以下「登録者」という。）に係る住民票の写し等を第三者（本人等の代理人、本人等以外の者）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

「本人等」とは、「本人や本人の家族等」をいいます。

◎住民票関係では、本人、本人と同一世帯の方をいいます。

◎戸籍関係では、本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている方又は直系の尊属、若しくは卑属をいいます。

2　第三者に登録者に係る本籍地記載の住民票の写し等を交付（公用による請求を除く。）したときは、登録者又は法定代理人に「住民票の写し等第三者交付本人通知書」（以下「通知書」という。）を送付します。

3　通知書では、次の事項をお知らせします。

◎交付年月日

◎交付した住民票の写し等の種別及び通数（又は件数）

◎交付請求者の種別（本人等の代理人や本人等以外の者）

※交付請求者の氏名、住所を通知することはできません。なお、国東市個人情報保護条例の規定に基づき、本人から個人情報開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても規定に基づき、氏名など公開できない場合がありますのであらかじめご了承ください。

4　登録を希望する人は、疾病その他やむを得ない理由により自ら手続きすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

5　郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

◎登録を希望する人が疾病等の理由により申請書を持参することができない場合

◎登録を希望する人が他の市区町村に居住している場合

6　登録を廃止しようとする場合、届出が必要です。

7　氏名の変更、転出又は転居等により登録した内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。届出がない場合、登録が廃止されますのでご注意ください。

8　登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、又は登録された住所地に通知書が届かないときは、登録を廃止します。

9　登録に必要な場合、戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。